

平成 28 年 「育児休業期間の勤勉手当に係る勤務期間の除外について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

0回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
育児休業期間の勤勉手当に係る勤務期間の除外について	育児休業の承認に係る期間が1箇月以下である場合には、当該育児休業期間を勤勉手当の勤務期間から除算しないこととする。	提示を受諾する 育児のしやすい職場環境の整備に努められたい。	市の提案内容どおり。